

薬生食輸発0731第6号  
令和元年7月31日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(オーストラリア産アーモンド加工品のアフラトキシン及びトルコ産乾燥りんごのアフラトキシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正：令和元年7月31日付け薬生食輸発0731第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、オーストラリア産アーモンド加工品及びトルコ産乾燥りんごのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、平成31年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 7月31日	オーストラリア	アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	
	トルコ	乾燥りんご	アフラトキシン	